



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	インターカルチュラル教育の理念・制度・実践：多文化共生社会の実現に向けたイタリアの学校実践とそれを支える学校教育制度についての考察
Author(s)	望月, 由美子; Mochizuki, Yumiko
Citation	子ども発達臨床研究, 22, 23-35
Issue Date	2025-06-20
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.22.23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95718
Type	departmental bulletin paper
File Information	03-18821707_22.pdf



資料論文

インターカルチュラル教育の理念・制度・実践

— 多文化共生社会の実現に向けたイタリアの学校実践とそれを支える学校教育制度についての考察 —

望月 由美子¹

Philosophy, System and Practices of Intercultural Education

— A study on the educational system and school practices for a multicultural coexistence in Italy —

Yumiko MOCHIZUKI

要 旨

イタリアでは国籍に拠らず、またたとえ不法滞在であっても、未成年者であればすべての外国人の子どもが公立の義務教育機関で学ぶことができる学習権を法的に保障している。ただし、学べる制度的な環境整備と实际的にそこで共に生きる環境の整備とは必ずしも一致せず、いくつもの困難な現状があることは日本と同様である。イタリアでは、この課題に係る教育的アプローチとして、対話と交流、協働を重視するインターカルチュラル教育を 90 年代より採用し、教育省の主導のもと通達や政策文書、幼児教育から前期中等教育までのカリキュラム指針などを通じて浸透化をはかりながら、多様な人々と共に生きる関係構築の力、多様性に関わった感受性をはぐくむ教育を目指してきた。本稿ではこの多文化共生を支える教育政策・教育制度の変遷を辿り、それらが学校現場でいかに反映されているのかをミラノの小学校で参与観察したインターカルチュラル教育の実践事例から検証した。子どもたちに育まれる異文化への関心、他者への配慮、多様なアイデンティティを尊ぶ態度形成のプロセスを看取り、この実践を支える統合・共生に向けたインターカルチュラル教育に、わが国の多文化共生政策への示唆があると結論づけた。

キーワード：インターカルチュラル教育 複言語 イタリア 多文化共生 外国人児童生徒

Intercultural Education, plurilingualism, Italy, multicultural coexistence, foreign students

1. はじめに

2024 年度 6 月末、わが国における在留外国人人口は 358 万 8,956 人、総人口の約 2.9% とふたび過去最高を更新した。1992 年に総人口の 1% を超過後、コロナ渦の 2021 年は一時的減少をみせたもののそれ以降は増加へと転じ、毎年過去最

高を更新している¹⁾。IOM の『国際移住報告書』によると、日本は世界で 20 番目に海外移住者数の多い目的地国であり、もはや移民国家といえる状況を呈している (IOM 2024:124)。

国籍、文化、言葉の異なる多様な背景をもつ人々との共生をいかに進めていくべきか。日本をはじめ、欧米各国やアジアにおいてもグローバル化が

¹ 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター 非常勤研究員

進む国際社会においては外国人の受入と共生が重要な政策課題となっている。学校現場においても、言葉や文化、習慣を複数抱えながら成長する「移動する子どもたち」²⁾の存在が課題となっており、多様な背景をもつ子どもたちのアイデンティティや、社会で生きていくための学びをどのように保障すべきかがますます問われている。

これらの課題に応答するため、移民大国のひとつであるイタリアが取組んでいるのがインターカルチュラル教育（伊 Interultura、英 Intercultural Education）である。90年代頃より、国境を越え経済的・政治的にさまざまな困難を背負う国際移民を抱えてきたイタリアでは、移民の子どもたちの義務教育保障と地域社会への統合が喫緊の課題となり、移民統合の鍵としてインターカルチュラル教育を推進してきた。

インターカルチュラル教育とは、異なる言語・文化的背景をもつ者同士が対話や議論、協働を通じて理解し合い、尊重し合い、多様性に関かれた姿勢を育みながら、共生社会における関係構築のコンピテンシーを高めるところに主眼を置いた教育である（UNESCO 2013:7）。

ユネスコも平和的に相互信頼を深めるインターカルチュラル教育の取組みに向けて2006年にガイドラインを策定し、加盟国であるイタリアにおいても、あらゆる教育の場面で反映されるべき教育方法、様態、理念として位置づけてきた（UNESCO2006、MPI2007、MIUR2012）。

先行研究では、これまでインターカルチュラル教育の歴史的背景及び他の移民教育との理論比較分析（Portera2008、Tarozzi-Torres2016）を中心に、各国の教育政策アプローチとその特性分析（Tarozzi2012、高橋 2016、Malusà2017）、カリキュラムや教育方法（Clementi 2008）、複言語教育政策（丸山 2015）並びに社会正義、グローバル・シティズンシップ（Malusà2019、Tarozzi-Torres2016）の文脈からも議論が掘り下げられてきた。しかしながら従来の研究では、インターカルチュラル教育の理論的枠組みに焦点が当てられる一方、実装をはかる上での学校運営に係る制度改革やインター

カルチュラル教育の理念と現場の活動実践の結びつきに関しては殆ど論じられてこなかった。

そこで本稿では、学校運営及び教育活動のあり方をめぐり、インターカルチュラル教育の理念とその制度化がどのように進められたのかを検証する。子どもたちの学びの中で多様性の価値や共生理念とどのように結びついているのか、筆者の実地調査で得た知見をもとに明らかにすることを本稿の目的とする。分析対象は外国人居住者の多い北イタリアのロンバルディア州ミラノ市³⁾の中でインターカルチュラル教育実践の中核的役割を担う学校のひとつ、総合学校フランチェスコ・カッペリ（Istituto Comprensivo Francesco Cappelli）の事例を取上げる。住民の約30%が外国人住民という地域において多様な背景をもつ子どもを包摂し、より良き共生社会のための教育政策・制度・教育実践とは何かについて考察する。

2. 外国人児童生徒の統計概要

はじめに、イタリアの公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移をみておきたい。

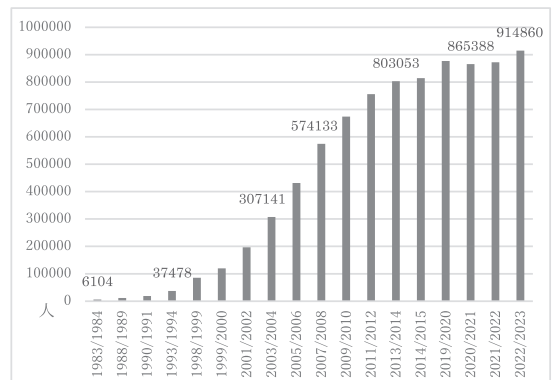


表1 イタリアの公立学校に在籍する外国人児童生徒数（イタリア教育省のデータ⁴⁾を元に筆者作成）

表1を見ると、1983/1984年度の外国人児童生徒数は6,104人、1993/1994年度は3万7,478人、2013/2014年度は80万3,053人と急増し、2014年

をピークに漸増傾向に転じて、2022/2023 年度は 91 万 4,860 人に達した。約 200 カ国からなる外国人児童生徒数⁵⁾は全児童生徒数の約 11.2%であり、そのうち 65.4%は移民第二世代で、且つイタリア生まれの移民第二世代は 59 万 8,745 人にのぼった (MIM2024:20)。

外国人児童生徒の出身国の上位 10 カ国をみると、1 位はルーマニア、続いてアルバニア、モロッコ、中国、ウクライナ、エジプト、インド、バングラデシュ、モルダビア、パキスタンの順となり、大陸別構成では、44.42%が欧州出身、アフリカ出身は 27.25%、アジア出身は 20.27%、アメリカ出身は 8.02%、オセアニア出身は 0.03%となった。欧州出身者には東欧からの移民が多く、最多のルーマニアは EU 東欧拡大で加盟国となった 2007 年以後より急増し、イタリアの対岸に位置するアルバニアは国の経済危機を要因に国外移住が進み、90 年代よりイタリアで大きな移民グループを形成してきた。また、家族再結合⁶⁾の制度を利用して本国から家族の呼び寄せを進めてきた中国系移民も 2000 年頃より急速に増加し、現在、その子どもの 89.5%がイタリア生まれの移民第二世代であるなど、移民の定住化が進んでいることも指摘されている (MIM2024:26-27)。

国内の分布状況を見ると、北部で 65.2%、中部で 23.3%、南部で 11.5%と分かれ、雇用の多い北部に集住している。とくにミラノを州都とする北部ロンバルディア州では外国人児童生徒数が 23 万 1,819 人と全国最多を数え、児童生徒数全体の 17.1%、つまり 5-6 人に一人は外国籍者であった (MIM2024:16)。

国際移民の増加と並行して増え続けてきた外国人児童生徒は、徐々にイタリアの公立学校の構成員として無視し得なくなり、こうした移民ルーツの子どもたちをいかにして学校に統合するかが、90 年代よりイタリアの政策的課題となってきた。

3. 外国人の学習権保障に関する法整備

イタリアの教育省が外国人児童生徒の義務教育就学の促進についてはじめて政策文書で示したのは 1989 年 9 月 8 日教育省通達第 301 号「義務教育学校への外国人の挿入：学習権行使のための事業推進と調整」である⁷⁾。国内における国際移民の増加に伴い、外国人児童生徒数が増加してきたことがその背景にあった⁸⁾。

1998 年 3 月 6 日法律第 40 号第 36 条ではさらに、イタリア領内における外国人未成年者を「義務教育の主体」(soggetti all' obbligo scolastico)と法的に位置づけることが定められ⁹⁾、翌 1999 年 8 月 31 日共和国大統領令第 394 号第 45 条においては、「領内における外国人未成年者は、その滞在身分が正規であるか無いかに関らず、学校教育を受ける権利をもつ」¹⁰⁾と記され、たとえ不法滞在であっても、未成年者であればイタリアで義務教育を受ける権利があることが定められた。これら外国人児童生徒の学校統合に係る一連の法整備は子どもの権利条約の批准国として、イタリアがその義務を遵守すべく制度化した措置であった (1991 年 5 月 27 日法律第 176 号で批准)。

また、2011 年 9 月 14 日共和国大統領令第 179 号において、外国人保護者もイタリア人の保護者と同様、未成年の子どもをイタリアの学校に就学させる義務を課し、日本では認められていない親の就学義務に関しても法的規定を与えた。これにより、国籍や滞在身分に依らず、イタリア領内にいる未成年者は等しく義務教育を受ける権利と義務をもつこととなり、学習権を十全に行使できる主体と位置づけられた。2003 年 3 月 28 日法律第 53 号ではさらに、18 歳の成人になるまでに職業訓練を通じて一つ以上の資格を取得する権利をイタリア人と同様に承認して、外国人若年層の就労接続を支援する制度設計を示すと同時に、将来的に社会で活躍する構成員となることの期待も示していた。

4. インターカルチュラル教育の導入

多文化共生社会の実現に効果が期待されたインターカルチュラル教育は、イタリアの移民統合政策の基本柱となった。教育省がはじめて政策提言にインターカルチュラル教育の概念を盛り込んだのは、1990年7月26日教育省通達第205号においてである。同通達では、「多様な文化的社会的構造の中で建設的に共生する力」を育むことがイタリアの学校教育の第一の目標と記され、さらに日々の学校生活の中で、異なる文化的背景をもつ子どもたちとの対話、相互理解、民主的な協力関係が築かれることが重視され、啓発しつつ相互変容し、すべての子どもが豊かに成長する教育を目指すとされた。

さらに同通達では、学校側が留意すべき点として、学校文化に根強い外国人差別、西欧文化中心の価値観についても改める必要があると言及されていた。実際に外国人児童生徒がいない学校やクラスであっても、異文化背景をもつ人々へのステレオタイプな見方、偏見を退ける、平和的・民主的理念に基づく教育活動の実践が目指すことが国の方針として示された。しかしこれが容易に変化しなかったことは、1994年3月2日教育省通達第73号、2007年の「インターカルチュラルな学校と外国人児童生徒の統合のためのイタリアの道」（以下、「イタリアの道」と略す）などの政策文書の中で繰り返し指摘されていたことから伺える。とくに2007年の「イタリアの道」では、インターカルチュラル教育の主旨を明らかにしつつ、外国人児童生徒へのステレオタイプな見方、西欧中心のエスノセントリズム、クセノフォビア（外国人嫌悪）を伴う感情や行動の問題性を指摘し、民主主義と人権の観点からマイノリティの立場を想像する感受性や認知力を高め、文化間の関係構築力を高める教育の推進をはかるよう学校側に国の指針が示されていた（MPI2007a:15-17）。

5. インターカルチュラル教育の浸透化 ー 2007年と2012年のカリキュラム指針ー

学校におけるインターカルチュラル教育の理解浸透化をはかるため、教育省は2006年と2014年に「外国人児童生徒の受入と統合のためのガイドライン」を策定し、さらに2007年の「幼児教育と第一教育サイクルのためのカリキュラム指針」（以下、「カリキュラム指針」と略す）において、あらゆる教科の中に「インターカルチュラル教育の視点」が盛り込まれるよう指示を出した（MPI2007b:48）¹¹⁾。カリキュラム指針とは、日本の学習指導要領に相当するものである。

2007年のカリキュラム指針を改定した2012年の「幼児教育と第一教育サイクルのための全国カリキュラム指針」においても、学校を「児童生徒一人ひとりの多様なアイデンティティや文化的ルーツの理解を通じて、共生に向かう教育」¹²⁾（MIUR2012:6）を実践する挑戦の場と位置づけ、インターカルチュラル教育を通じて社会的包摂と民主的参加への前提条件を整える重要な役割を担う機関とした（MIUR2012:25）。

2007年及び2012年のカリキュラム指針ではさらに、自己（sé）と他者（gli altri）の認識を高める教育の重要性がいわれ、子どもたちが自分とは異なる文化的背景をもつ他者への感受性を高め、互いに権利を尊重・理解しながら自己形成していく教育が幼児教育段階から強く求められた（MPI2007b:6,27,31-32,48、MIUR2012:10,18-19）。

6. 学校運営に対する法整備 ー 学校の自治と教師の教育の自由保障ー

1997年3月15日法律第59号「地方および地方自治体への機能・任務の付与、行政改革、行政簡素化のための政府への権限委譲」第21条、及び1999年3月8日共和国大統領令第275号「学校機関の自治に関する諸規定法規」を通じて、イタリアでは学校の自治が大きく認められ、教授法の自由、財源に基づく予算編成・運用・配分の自

由、教員配置や組織編成の自由、教育研究の自由、カリキュラムの自由、教員研修の自由なども承認された。これは、公的責任を地方自治体に帰属させ、資源・資産も伴わせることで、中央行政の業務負担軽減をはかろうとする、補完性の原理を政策的に取入れたことが背景にある。

カリキュラムに関しては、国が定めた教育課程の時間数はあるが、2006年6月13日省令第47号で教育課程の20%を上限に学校裁量でカリキュラム変更を可能とした。これにより、個々の学校が抱える事情、たとえば外国人児童生徒のイタリア語支援を含む、さまざまな教育的ニーズに応じた教室活動、教育課程の編成が可能となった。この20%枠内で計画される選択授業をラボラトリーオ(laboratorio)と呼び、学校ごとに通常の時間割とラボラトリーオ用の時間割を作成し、子どもと保護者に提供可能な教育サービスの充実化がはかられた。とくに、イタリア語の非母語話者(non italofono)の児童生徒を対象とした「第二言語としてのイタリア語」(Italiano come lingua seconda、以下ITA L2と略す)のコースでは、イタリアに来て間もない児童生徒(NAI: Neo Arrivati in Italia)の生活言語としてのイタリア語をはじめ、家庭内言語が異なるイタリア生まれの移民二世代の児童生徒を対象とする学習言語としてのイタリア語を学ぶ機会を提供し、多様な背景をもつ子どもたちの学習権を保障する重要な制度となった。

7. ミラノ移民社会における学校実践

以下、これらイタリアの政策・制度設計を踏まえつつ、2024年11月13日、14日の2日間に渡り、現地調査で訪れたミラノ市の総合学校フランチェスコ・カップペリにおける初等教育(以下、F・カップペリと略す)の1年生の授業活動をケーススタディに、インターカルチュラル教育の実践的取組についてみていきたい。

市の人口の約21.4%が外国人で構成されているミラノ市の中でも、とくに外国人が集住している

地域にF・カップペリは設立されている。行政地区でムニチーピオ2と呼ばれるこのエリアには、145カ国を数える出身国の居住者が住み、約3人に1人、全体の28.6%の住民が外国籍者で構成されている¹³⁾。そのため学校に通う子どもや保護者も言語的文化的マイノリティであることが多く、インターカルチュラル教育の視点が学校全体の基本となっていた。

7-1. 総合学校とは

F・カップペリは、20世紀初頭に同市が設立した特殊学校カーザ・デル・ソーレ校を母体に、2013年に組織改編して創立した総合学校である¹⁴⁾。

総合学校とは、3歳から14歳まで、すなわち幼児教育(3-6歳・3年制)、初等教育(6-11歳・5年制)、前期中等教育(11-14歳・3年制)の学校教育を1名の校長のもと、一貫したカリキュラムで学ぶ総合教育機関である¹⁵⁾。もともとは人口5,000人以下の山岳地帯もしくは離島における学校運営として導入された制度であったが¹⁶⁾、2000年以降、少子化の影響で学校規模が縮小していく中、児童生徒数を保つ狙いからこの制度を導入する自治体が増えてきた。さらに、国のカリキュラム指針の中で就学前から前期中等教育まで連続性・継続性のある学校教育を重視する方針が示されたことを受け、全国的に総合学校化する動きが高まった(MPI2007:13、MIUR2012:6、MIUR2018)。

7-2. 学校情報

F・カップペリは4つの学校組織から成り、①就学前教育のヴィア・ポンターノ幼児学校(児童数52人、教員数8人)、②日本の小学校に相当するカーザ・デル・ソーレ初等教育学校(児童数530人、学級平均21.2人)と③エレオノーラ・ピメンテル-ヴィンチェンツォ・ルッソ初等教育学校(児童数279人、学級平均18.6人)、この初等教育の教員数は②と③を合わせて117人おり、さらに④中学校に相当するカーザ・デル・ソーレ前

期中等教育学校（生徒数 346 人、学級平均 19.2 人、教員数 64 人）で構成されている¹⁷⁾。総合学校全体で教員総数 189 人、園児及び児童生徒の総数 1,207 名、そのうち障害をもつ子どもが 120 名、また全体の 66 パーセントが外国籍の子どもで占められていた¹⁸⁾。

フランチェスコ・ムラーロ校長 (Dott. Francesco Muraro) によると、同校ではこうした多様性を前提とすることから、インターカルチュラル・アプローチの訓練を受けた専門性のある教員を増やしていく必要性があり、ITA L2 の教授法や“周辺性” (marginarietà) などのテーマで、専門機関に依頼しつつ教員研修を継続的に実施していた¹⁹⁾。

F・カッペッリではさらに、学校組織としてインターカルチュラル教育の推進責任者を初等教育課程と前期中等教育課程にわけて計 2 名配置しており（イタリアの公立学校では一般的な所掌業務のひとつ）、ITA L2 を学ぶための専用の建物を敷地内に確保し、ITA L2 を教える専門員も学校予算内で配置していた。その建物ではイタリアに来て間もない児童生徒 (NAI) のためのイタリア語集中コースや、すでに授業参加している外国人児童生徒の学習言語を支援する授業など、子どもの習熟状況をみながら、先に述べた教育課程の 20% 内で設置できるラボラトリーがさまざまに企画されていた。

インターカルチュラル教育の初等教育課程責任者であるフィロメナ・チレンティ先生 (Maestra Filomena Cilenti) によると、学校予算に応じて、毎年研修で学ぶ教員を 2-3 名選び、第二言語習得論やインターカルチュラル教育に係る新しい教育視点・方法論・教材の知識を学んでもらい、その新しい知識・情報をすべての教職員が共有できるよう資料アーカイブを設けて、適宜、閲覧し、また必要に応じて学校の HP からダウンロード出来るシステムを構築しているとのことであった²⁰⁾。

8. 教育実践

筆者が見学させて頂いたのは、F・カッペッリのカーザ・デル・ソーレ初等教育学校 1 年生 (6-7 歳)、在籍数 23 名のクラスである。2 日間を通じて行われていたのは、①言語ポートレイトの制作、②国際記念日ワールド・カインドネス・デーを利用した“やさしさ”の表現方法や“ことば”探しといった活動で、これらを「芸術とイメージ」(Arte e immagine) や、2019 年 8 月 20 日法律第 92 号で全教育課程において必修化された「市民教育」(Educazione Civica) などと組み合わせた領域横断的な授業として行われていた。

8-1. 言語ポートレートと言語バイオグラフィー

言語ポートレート (英 Language Portrait/ *Irtratto plurilingue*) とは、ひとり一人にある言語資源や経験を、人体をかたどった線画に色鉛筆などで表現するアクティビティのことである²¹⁾。口や耳、頭や手足など身体のどの部分で、どのような言語を思い出し、その言葉や文化とのつながりをどう感じているのか、経験的に振り返りながらそれを自画像として描き込んでもらう活動である。

欧州評議会の複言語政策プログラムでも活用され、「すべての個々人が潜在的に、あるいは実際に複言語経験をもち、複数の言語でコミュニケーションができる」事実を視覚化し、多様性に対する一人ひとりの感受性を高める教育的狙いをもった活動とされている²²⁾。

三輪・毛利 (2024) によると、もともとは 80 年代に「移民のマルチリンガルの子どもたち」、すなわち家庭内で話す言語とホスト社会の公用語など、つねに複数の言語環境の中で成長した子どもたちの複言語・複文化経験を、子どもたち自身がどのように感じ、受けとめているのかを検証し、またそのアイデンティティを支える目的で考案されたものである (三輪・毛利 2024:569-570)。

通常の作業としては、人の形の線描画 (テンプレートなど) を用意し、その言語とつながりを感じ

じる体の部位に色づけしていくという流れで進行する。このときの色に関しては、その言語に対する子どもの気持ち、情意を表す。自分の言語ポートレートについて他者に語ることで、自らの言語経験やその背景とじっくりと向き合う機会になるという。

筆者が見学したカーザ・デル・ソーレ初等教育学校1年生の授業では、通常使われる人型のテンプレートは用いず、作業として、①子どもたちが自画像（全身像）を描く、②自分につながるのがある言語・文化の国旗（シンボル）を描く、③つぎに身体の中の部分でその国の言葉や文化を感じるか、国旗と身体を線で結ぶというものであった。下の図1、2は見学時に見せていただいた児童たちの作品である。

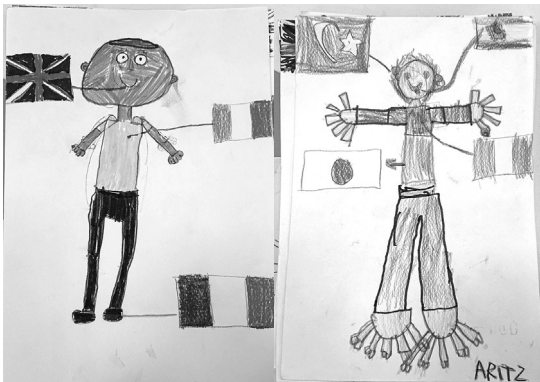


図1 作品A

図2 作品B

通常、言語ポートレートは言語資源を中心にそのつながり、気持ちを色彩で表現し、自分に内在する複言語性・複文化性の気づきを促すものである。しかし見学した授業では、食べものや旅行先で歩いた経験など、言語以外の文化経験も含め、子どもにとって心理的距離の近い国、記憶に残る経験に基づき、広く複言語・複文化をもつ自己像として仕上げられていた。

たとえば作品Aの場合、その子の母語は英語で（口とイギリス国旗）、ただし気持ちはイタリアとつながりが深いことを意味した（心臓とイタ

リア国旗）。また足元のフランス国旗については、最近、両親と旅行したフランスでたくさん歩いたという家族旅行の思い出を表していた。

作品Bの場合も、その子の母語はスペイン語で（口とスペイン国旗）、心は住み慣れたイタリアとつながっており（心臓とイタリア国旗）、頭部とトルコ国旗の関係については具体的に不明であったが、腹部から延びる日本の国旗は、家族と食べた日本食の記憶を表していた。

担任の先生は、「なぜその国旗を描いたの?」「どうして体のこの部位（口、足、心臓など）とつながっているの?」「あなたにとってこの国のことはどう意味があるの?」と質問を投げかけながら、子どもがそれを言語化・意識化する作業も併せて進めさせた。担任の先生はこの活動を言語ポートレートと呼ばず、「言語バイオグラフィー (biografia linguistica)」と呼び、教育者グラツィエッラ・ファヴァロ (Graziella Favaro, b.1951-) が考案したものと説明してくれた。子ども一人ひとりが経験してきた言語文化歴の総体、まさにバイオグラフィーを表現する活動で、自己に内在する複数の言語経験・複数の文化経験を表現し、自分の中の多様性を認識しながら、そのアイデンティティを受けとめていく活動であった。

8-2. “やさしさ”を通じた他者との関係性

ワード・カインドネス・デー (伊 Giornata Mondiale della Gentilezza) は、やさしさで人々を結びつけ、地域社会で前向きな力を啓発・普及する目的から1998年にNGO団体ワールド・カインドネス・ムーブメント (WKM: World Kindness Movement) が制定した国際記念日である。毎年11月13日を記念日としており、イタリアの学校現場では、子どもたちと“やさしさ” (gentilezza) を考える時間としてしばしば利用している。

担任の先生もこの記念日を活用し、やさしさを感じることはやさしさについて考えもらう時間としていた。

見学時に使用された教材は大きく2種類、ひと

つはファンタヴォランド (Fantavolando)²³⁾ という教材サイトが提供する「やさしさの花」(i fiori della gentilezza) [図3] と「やさしいことば」(Le parole gentili) [図4]、もうひとつは先述の教育者・専門家のグラツィエッタ・ファーヴァロが考案した「やさしさの小さなマニフェスト」(Piccolo manifesto della gentilezza) であった。

8-2-1. やさしさの花とことば

「やさしさの花」[図3] は花びらの一枚一枚に、「ありがとう」「どうぞ」「すみません」など、日常生活でよく使われる、しかも相手への配慮ややさしさから生まれることばが記されている。子どもたちはそれを見ながら、それぞれが考える“やさしさ”を表現することばを、イタリア語だけでなく、フランス語、英語、スペイン語、中国語など、各自の言語資源を使って意見を出し合い、それらを短冊形の色画用紙に書き記しながら、互いの母語・母文化に対する誇りと、やさしさのことばの多様性を楽しむ活動が進められていた。

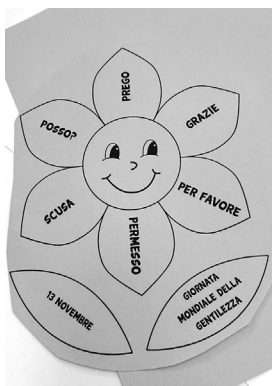


図3 教材A

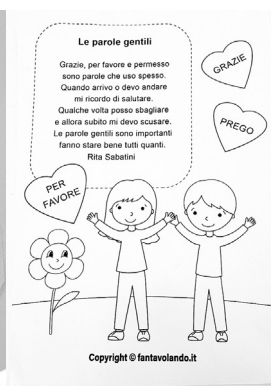


図4 教材B

リータ・サバティーニ (Rita Sabatini) 作の物語「やさしさの妖精」の一節を引用した「やさしいことば」[図4] という教材はじつは一種類ではなく、いろいろなバリエーションの図柄・文字の構成がある。今回、担任の先生が選んだのは、サバティーニの詩の下に、男の子と女の子、一輪の花の絵が描かれた教材であった。また、先生は

児童たちに、「人間だけではなく、お花も描かれているでしょ?」と指し示しながら、「なぜだと思う?」と問いかけ、やさしさとは、人間にだけ向けられたものではなく、植物や大地、地球環境全体に向かうべきものだからと伝えていた。つまり環境問題や持続可能性など領域横断的 (trasversale) な視点も取込み、普遍的な“やさしさ”の価値を考える学びとして展開していた。

8-2-2. やさしさのマニフェスト

「やさしさの小さなマニフェスト」は、先述のグラツィエッタ・ファーヴァロが出版社ジュンティ・スクォーラ (Giunti Scuola) のために考案した“種”というシリーズ教材にあるひとつの素材である。

ファーヴァロは、1975-80年に総合学校フランチェスコ・カッパッリの前身であるカーザ・デル・ソーレで教員を務めた後、ミラノ市やロンバルディア州教育局で移民を背景にもつ子どもや保護者らの教育支援政策に携わり、さらにイタリアの教育省の外国人児童生徒の統合研究委員会のメンバーとしても活躍した人物である。移民の子どもたちと関わり続けながら、政策面でも貢献し、今もミラノ市で移民教育支援組織チェントロ・コーメ (Centro Come, Cooperativa “Farsi Prossimo”) の創立者として現役で活躍している。

ここの教材の冒頭では、「やさしさとは、配慮と目配りであり、自分の小さな柵の向こうに眼差しを向け、他者の声に耳を傾けることである」²⁴⁾と述べられ、以下の8つの宣言が記されていた。

- ① 一日の大半を共に過ごす空間を美しく居心地良くしよう。
- ② 敵対的なことばを退けて、温かいことばをつかっていこう。
- ③ 誰かが話しているときは静かに聴こう。
- ④ 一人ひとりの能力は違うのでお互いが力を出し合おう。
- ⑤ 学校に来たばかりの子を歓迎し、みんなから寄り添っていこう。

- ⑥ 相手の立場になって考えてみよう。自分の気持ちもみえてくるはず。
- ⑦ 友達のこれまでの人生を尊重し、異なる習慣、言葉に関心をもとう。
- ⑧ やさしさとは行動やことばの習慣である。そのことを忘れないよう教室の入り口にロゴを掲げよう！

この小さなマニフェスト全体を通して、子どもたちがより良い空間づくりや、他者に投げかけることばや相手の立場への配慮、異文化への尊重・関心・寄り添う行動などを学び、やさしさという価値に支えられて人と人が結びついていることを学ぶ時間が生まれていた。

とくに⑦は、ファークアロの専門領域であるインターカルチュラル教育の視座に立った宣言であり、人間の多様性への感受性を高めていくことがやさしさにつながることを伝える手引き書をなした。これら一つ一つが普遍的価値をもつメッセージであり、包摂性とインターカルチュラルな視点を備えた共生社会に向けた“やさしさ”の声といえるものであった。

9. まとめ

イタリアでは対話と交流、協働と相互啓発、自己及び相互変容を重視したインターカルチュラル教育を90年代より統合政策の柱に据え、通達やカリキュラム指針、「イタリアの道」などを通じてその浸透化をはかってきた。ただし学校の中では、従来の西欧中心的な価値感も根強く、異なる言語習慣をもつ外国人への差別や偏見をなくすための努力が課題となっていた。相手を知らないことから生まれる文化間衝突を回避するため、日々の対話と交わり、協働を意識し、相互理解・相互尊重の態度を育むインターカルチュラル教育を、信頼されるホスト国を目指そうとしたイタリアの国策として一層重視されていたという経緯は、この政策が一筋縄で進んできた訳ではなかったことを示すものでもあった。

学校、地域、子どもと保護者たちの間で、多様性を受け入れる感性が育ち、さまざまな言語的文化的背景をもつ人たちと関係構築を図るコンピテンシーが教育目標として重要視されたのも、移民を受け容れるホスト国側の自己変革が不可欠な課題であるという認識があったからだといえよう。

移民ホスト国として、外国人児童生徒の学習権を保障することもひとつの大きな課題であった。イタリアでは1999年の共和国大統領令第275号を通じてすべての未成年外国人、しかも滞在身分が不法であっても、イタリアの公教育機関で義務教育を受ける権利を制度化した。ここには、子どもの人権という観点から未成年外国人の人権もまた保障すべきとする見方があった。

また、1997年の法律第59条を契機に補完性の原理や民主主義の観点から、学校の自治、教授の自由が広く容認された。カリキュラム計画、教授方法、予算配分と教員配置も学校の自治として認められ、教育課程の20%までを学校企画のラボラトリーとして柔軟な運用が可能となったことで、イタリア語非母語話者のためのITA L2の授業もまた、子どもの必要に応じて計画できる対象となった。

今回ケーススタディとしたミラノ市の総合学校フランチェスコ・カッペッリは移民集住地域にある学校としての地域的特性をもつ学校であった。そこではITA L2の教育に加え、インターカルチュラル教育、複言語・複文化の視点においた教育実践が取組まれていた。筆者が見学した言語バイオグラフィーの作品制作では、児童がそれまでの人生で経験してきた多様な言語的文化的世界が表現され、自らの多様性を自己認識するきっかけとなる活動であった。ワールド・カインドネス・デーを活用した“やさしさ”とは何かを問う授業においては、人間や植物、環境問題にまで視点を伸ばして考え、異なる言語文化をもつ人々も含め、他者の声に耳を傾けながら日々実践すべき配慮と目配りについて、インターカルチュラルの視点から見直す学びが展開されていた。

学校がそれまで蓄積してきた様々な教育経験と

アイディア、資料を用い、教員が一人ひとりの児童の多様な人生、背景を踏まえながら、その多様性こそが子どもたちの成長の資源であることを伝える活動が営まれていた。これらはまさに国の政策制度を活用しつつ、多文化・多言語化が進む複雑な地域社会に向けた共生教育、インターカルチュラル教育の好例であったといえる。

最後に翻ってわが国をみると、2017-18年に文科省が公表した新学習指導要領の総則解説において、児童生徒の「一人一人の実態を的確に把握」しながら、同じ空間で共に学び、「互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生き」る教育を目指すという、インターカルチュラル教育の路線が示されていた（文科省 2017c:115-117、文科省 2017d:113-116、文科省 2018b:164-166）。

この視座が日本の教育の大綱をなす学習指導要領に記されたことは意義深い。しかしながら、この視点を学校教育現場に移すための具体的政策・制度化の歩みはまだまだ遠く、現状、就学義務すらない外国人児童生徒の学習権は揺らいでいるという現実がある²⁵⁾。

総人口の約3%の外国人住民を抱えている今日、われわれもまた、国際的な枠組みから人権意識を磨き、民主国家として共生の理念に立脚した受入と支援政策をとる責務と向き合わなければならない。とりわけ国籍に拠らない子どもの人権、その学習権の保障は急がれるべき課題であり、他国のやり方に示唆を得ながら、日本もまたより良い多文化共生とより多様性に開かれた政策転換へと向かう時期に来ているのだと考える。

謝辞 Ringraziamento

本稿はJSPS 科研費 23K0207503 の助成を受けた研究成果の一部である。執筆に当たり、総合学校フランチェスコ・カッペッリのフランチェスコ・ムラーロ校長 (Francesco Muraro, Dirigente Scolastico)、フィロメナ・チレンティ先生 (Maestra Filomena Cilenti) のほか、さまざまな方のお世話になった。ここに記して深謝の意を表したい。

注

- 1) 在留外国人の人口推移については、出入国在留管理庁ウェブサイト「令和6年6月末現在における在留外国人数について」を参照し、日本の総人口に関しては、総務省統計局ウェブサイト「人口推計 2024 年（令和6年）10月確定値」を参照した。各統計の集計日に約3ヶ月の開きがあるが、本稿では概算で約2.9%とした。
- 2) 「移動する」の概念は川上（2021）を参照。
- 3) 本稿でミラノ市としているのは、日本の市町村に相当する最小行政単位「コムーネ」（comune）を指す。県域に相当するメトロポリタン都市ミラノ（Città Metropolitana di Milano）とは異なる。
- 4) イタリアの教育省は政権交代の度に組織改正・名称変更がなされるため、本稿ではすべて「教育省」で統一した。参考引用文献では時代ごとの略称として MPI, MIUR, MI, MIM の略語を使用している。尚、表1の統計数値は教育省の年刊報告書「イタリア国籍をもたない児童生徒たち」（Gli alunni con cittadinanza non italiana）を典拠としている。
- 5) 本論で用いる「外国人児童生徒」は「外国籍」の児童生徒を意味する。
- 6) 家族再結合とは、「海外に出稼ぎに出た労働者が受け入れ国で合法、または非合法に定着し、生活安定後に母国から配偶者、両親、子どもなど自分の周辺家族を呼び寄せること」である（王 2022:242）。イタリアでは1998年3月6日法律第40号第28条で制度化された。
- 7) 「挿入」「統合」「包摂」の概念は、障害をもつ子どもを対象とするインクルーシブ教育の進展過程をあらわす用語である。イタリアでは1970年代より醸成され、現在は外国人児童生徒の就学問題の中でも鍵概念として使用されている。この3つの概念定義については拙稿（望月 2024）で論じているため、そちらを参照されたい。
- 8) これ以前に「外国出身の若者」（giovani provenienti dall'estero）に中学校入学を条件付きで認めたイタリア王国時代の1925年5月4日勅令第653号、ヨーロッパ経済共同体（EEC）の加盟国出身の子どもに限定して就学権利を定めた1982年9月10日共和国大統領令第722号、EEC域外出身の労働者及びその子どもたちの教育・職業訓練保障について記した1986年12月30日法律第943号の第9条などが先例としてある。しかし、義務教育保障という観点から出された政策文書は1989年9月8日教育省通達第301号を嚆矢とする。
- 9) 1998年7月25日立法法令第286号においても、イタリア領内における未成年外国人は義務教育の主体と確認

された。

- 10) 原文は以下。《I minori stranieri presenti sul territorio nazionale hanno diritto all'istruzione indipendentemente dalla regolarità della posizione in ordine al loro soggiorno.》
- 11) 原文は以下。《È necessario quindi che i curricoli siano sempre pensati in una prospettiva interculturale e comunque attenta ai reali punti di partenza degli alunni.》
- 11) 原文は以下。《L'educazione plurilingue e interculturale rappresenta una risorsa funzionale alla valorizzazione delle diversità e al successo scolastico di tutti e di ognuno ed è presupposto per l'inclusione sociale e per la partecipazione democratica.》(拙訳「ゆえに、カリキュラムはつねにインターカルチュラルの視点から、且つ、いかなる場合も生徒を真の出発点とするよう配慮をもってつくられる必要がある。」)
- 13) ミラノ市の公式ウェブサイトで公表されている統計データに基づく (Comune di Milano. Popolazione)。
- 14) 学校史については、Archivio storico "Casa del Sole" のウェブサイトを参照。
- 15) イタリアの義務教育制度は6-16歳の10年制である。学校段階は、5年制の初等教育 (6-11歳)、3年制の前期中等教育 (11-14歳)、5年制後期中等教育 (14-19歳) からなり、そのうち義務教育機関は、6-16歳まで、すなわち初等教育から後期中等教育の2年間までと位置づけている (2006年12月27日法律第296号)。
- 16) 1994年1月31日法律第97号第21条。詳しくは、2008年11月17日にエミリア・ロマーニャ州教育局が主催した総合学校会議のCerini (2008) の報告書を参照。
- 17) 統計はすべて2024/25年度数値。学校情報は教育省が運営しているウェブサイト「Scuola in Chiaro」内の総合学校フランチエスコ・カップペリを参照。
- 18) 外国人児童生徒の割合については、2024年9月10日の新聞VITAの記事「シティズンシップの学校」のウェブサイト参照。
- 19) ムラーロ校長の話はVITAの記事に基づく。
- 20) 2024年11月の調査で行ったチレンティ先生への聞き取り内容に基づく。
- 21) Buschは、言語ポートレートを「言語的経験と言語的資源の視覚的・言語的表象」と位置づけている (Busch 2012:503)。
- 22) 閲覧ウェブサイト一覧のCouncil of Europeを参照。
- 23) ファンタヴォランドは、就学前教育と初等教育を対象に豊富なテンプレートを無償提供しているサイト。ワー

ルド・カインドネス・デーのような記念日に活用できる教材も数多く提供。

- 24) 原文は以下。《La gentilezza è cura e attenzione, sguardo oltre il proprio piccolo recinto e ascolto della voce degli altri.》
- 25) 2003年8月に総務省行政評価局がまとめた報告書の前書きには「外国人子女については、我が国の義務教育への就学義務は課せられていないが、[...] 入学を希望する者については、公立の義務教育諸学校への受入れが保障されている。」(総務省2003) と述べられ、文科省もそれに追随する形で「普通教育を受けさせる義務は、我が国の国籍を有する者に課されたものであり、外国人には課せられないと解される」と言及されている (文科省2008)。

参考文献一覧

- Busch, Brigitta (2012), "The Linguistic Repertoire Revisited", *Applied Linguistics*, 33/5, pp. 503-523.
- Clementi, M. (2008), *La Scuola e il dialogo interculturale*. Quaderni ISMU 2/2008.
- Cerini, Giancarlo (2008), *Istituti comprensivi di "quarta" generazione*. (URL: https://www.edscuola.it/archivio/riformeonline/istituti_comprensivi_di_quarta.htm#_ftn1)
- IOM (2024), *World Migration Report 2024*. Geneva: International Organization for Migration.
- Kawakami 川上郁雄 (2021) 『「移動する子ども」学』くろしお出版。
- Malùsa, G. (2017), "Equity in educational systems and policies: a difficult social justice choice", *Encyclopaideia XXI* (47), pp. 86-122.
- Malùsa, G. (2019), *Riuscire a farcela*. Milano: FrancoAngeli.
- Maruyama 丸山圭子 (2015) 『「新しい学習者」としての移民-外国語としてのイタリア語とインターカルチュラル教育』『日伊文化研究』第53号, pp. 76-88.
- MIUR (2012), *Indicazioni Nazionali per il curricolo della scuola dell'infanzia e del primo ciclo d'istruzione*.
- MIUR (2018), *Indicazioni Nazionali e Nuovi Scenari*.
- Miwa 三輪聖・毛利貴美 (2024) 「日本語教育専攻科目における言語ポートレートの導入と実践から見てきたこと」、『ヨーロッパ日本語教育』27, pp. 568-573.
- Mochizuki 望月由美子 (2024) 「イタリアのインクルーシブ教育に関する政策理論と法制度の史的変遷—「挿入」「統合」「包摂」の三概念の検討—」『子ども発達臨床研

- 究』第20号、pp. 1-14。
- 文科省(2008)「外国人児童生徒教育の充実方策について(報告) 3 外国人の子どもに対する就学支援について」
- 文科省(2017a)「小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 総則編」
- 文科省(2017b)「中学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 総則編」
- 文科省(2018)「高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説 総則編」
- MPI(2007a), Via Italiana per la scuola interculturale e l'integrazione degli alunni stranieri.
- MPI(2007b), Indicazioni per il curriculum per la scuola dell'infanzia e per il primo ciclo d'istruzione.
- 王希璇「移民家族が「再結合」するとはなにか?」『国際・都市社会文化研究』、pp. 241-245。
- Portela, A. (2008), "Intercultural Education in Europe: Epistemological and Semantic Aspects", *Intercultural Education* 19 (6), pp. 481-491.
- 総務省(2003)「外国人児童生徒等の教育に関する 行政評価・監視結果に基づく通知—公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として—」
- Takahashi 高橋春菜(2016)「イタリアにおける『インターカルチュラル教育』の位置づけ」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第64集、pp. 213-233。
- Tarozzi, M. (2012), "Intercultural or multicultural education in Europe and the United States", in Bruno D. C., Jessica S., Christina H. (2012), *Languages in a Global World: Learning for Better Cultural Understanding*. OECD Publishing, pp. 393-406.
- Tarozzi, M., Torres, C. A. (2016), *Global citizenship education and the crises of multiculturalism*. London-New York: Bloomsbury Academic.
- UNESCO (2006), *Guidelines on Intercultural Education*. Paris.
- UNESCO (2013), *Intercultural Competences: Conceptual and Operational Framework*. Paris.

閲覧ウェブサイト一覧(最終閲覧日はすべて2025年3月31日)

- Archivio storico "Casa del Sole" 1920-2004. (URL: https://sab-lom.cultura.gov.it/fileadmin/risorse/documenti_pagine/Inventari/Archivio_storico_casa_del_sole.pdf)
- Comune di Milano. Popolazione residente. Allegati. (URL: https://fareimpresa.comune.milano.it/web/guest/aree_tematiche/dati-statistici/publicazioni/popolazione-residente)

- Council of Europe: Supporto linguistico per rifugiati adulti: il toolkit del Consiglio d'Europa. 16-Il ritratto plurilingue: un'occasione di riflessione per te.
- Scuola in Chiaro. Istituto Comprensivo Francesco Cappelli. (URL: <https://unica.istruzione.gov.it/cercalatuascuola/istituti/MIIC8DD005/ic-francesco-cappelli/>)
- VITA (2024). Milano, quelle ore di italiano 《via maestra》 per diventare cittadini. 文責 Alessio Nisi. 10 Settembre 2024. (URL: <https://www.vita.it/milano-quelle-ore-di-italiano-via-maestra-per-diventare-cittadini/>)
- 出入国在留管理庁「令和6年6月末現在における在留外国人数について」(URL: https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html)
- 総務省統計局ウェブサイト「人口推計 2024 年(令和6年) 10月確定値」(URL: <https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>)

法令・通達一覧

- 1925年5月4日勅令第653号
- Regio Decreto 4 maggio 1925, n. 653. Regolamento sugli alunni, gli esami e le tasse negli istituti medi di istruzione.
- 1982年9月10日共和国大統領令第722号
- Decreto del Presidente della Repubblica 10 settembre 1982, n. 722. Attuazione della direttiva (CEE) n. 77/486 relativa alla formazione scolastica dei figli dei lavoratori migranti.
- 1986年12月30日法律第943号
- Legge 30 dicembre 1986, n. 943. Norme in materia di collocamento e di trattamento dei lavoratori extracomunitari immigrati e contro le immigrazioni clandestine.
- 1989年9月8日教育省通達 第301号
- C.M. 8 settembre 1989, n. 301. Inserimento degli stranieri nella scuola dell'obbligo: promozione e coordinamento delle iniziative per l'esercizio del diritto allo studio
- 1990年7月26日教育省通達第205号
- C.M. 26 luglio 1990, n. 205. La scuola dell'obbligo e gli alunni stranieri. L'educazione interculturale.
- 1991年5月27日法律第176号
- Legge 27 maggio 1991, n. 176. Ratifica ed esecuzione della convenzione sui diritti del fanciullo, fatta a New York il 20 novembre 1989.
- 1994年1月31日法律第97号

Legge 31 gennaio 1994, n. 97. Nuove disposizioni per le zone montane.

1994 年 3 月 2 日教育省通達第 73 号

C.M. 2 marzo 1994, n. 73. Dialogo interculturale e convivenza democratica: l'impegno progettuale della scuola

1997 年 3 月 15 日法律第 59 号

Legge 15 marzo 1997 n. 59. Delega al Governo per il conferimento di funzioni e compiti alle regioni ed enti locali, per la riforma della pubblica amministrazione e per la semplificazione amministrativa.

1998 年 3 月 6 日法律第 40 号

Legge 6 marzo 1998, n. 40. Disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero.

1998 年 7 月 25 日立法命令第 286 号

Decreto Legislativo, 25 luglio 1998, n. 286. Testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero.

1999 年 3 月 8 日共和国大統領令第 275 号

Decreto del Presidente della Repubblica 8 marzo 1999, n. 275. Regolamento recante norme in materia di autonomia delle istituzioni scolastiche, ai sensi dell'art. 21 della legge 15 marzo 1997, n. 59.

1999 年 8 月 31 日共和国大統領令第 394 号

Decreto del Presidente della Repubblica 31 agosto 1999, n. 394. Regolamento recante norme di attuazione del testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero, a norma dell'articolo 1, comma 6, del decreto legislativo 25 luglio 1998, n. 286.

2003 年 3 月 28 日法律第 53 号

Legge 28 marzo 2003, n. 53. Delega al Governo per la definizione delle norme generali sull'istruzione e dei livelli essenziali delle prestazioni in materia di istruzione e formazione professionale.

2006 年 12 月 27 日法律第 296 号

Legge 27 dicembre 2006, n. 296. Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (legge finanziaria 2007).

2011 年 9 月 14 日共和国大統領令第 179 号

Decreto del Presidente della Repubblica, 14 settembre 2011, n. 179. Regolamento concernente la disciplina dell'accordo di integrazione tra lo straniero e lo Stato, a norma dell'articolo 4-bis, comma 2, del testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero, di cui al decreto legislativo 25 luglio 1998, n. 286. (11G0221)

2012 年 12 月 27 日閣僚指令

Direttiva Ministeriale del 27 dicembre 2012

“Strumenti d'intervento per alunni con bisogni educativi speciali e organizzazione territoriale per l'inclusione scolastica”

2013 年 3 月 6 日教育省通達第 8 号

C.M. 6 marzo 2013 n. 8. Direttiva Ministeriale 27 dicembre 2012 “Strumenti d'intervento per alunni con bisogni educativi speciali e organizzazione territoriale per l'inclusione scolastica”. Indicazioni operative.

2013 年 11 月 22 日教育省通達第 2563 号

C.M. 22 novembre 2013, n. 2563. Strumenti di intervento per alunni con Bisogni Educativi Speciali. A.S. 2013/2014. Chiarimenti.

2017 年 4 月 7 日法律第 47 号

Legge 7 aprile 2017, n. 47. Disposizioni in materia di misure di protezione dei minori stranieri non accompagnati.

2019 年 8 月 20 日法律第 92 号

Legge 20 agosto 2019, n. 92. Introduzione dell'insegnamento scolastico dell'educazione civica.

